



事務連絡  
平成31年3月28日

都道府県トラック協会  
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
常務理事 松崎 宏 則

## 大型連休（ゴールデンウィーク）期間における 輸送時期の分散の協力依頼チラシについて（ご案内）

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、即位日等休日法の施行に伴い、本年4月27日から5月6日までの期間については10日間連続の大型連休となるところですが、その前後において輸送需要が集中することにより、トラック輸送に支障をきたすおそれがあります。

このような状況を踏まえ、国土交通省自動車局貨物課長から別紙のとおり依頼があったことから、当協会では、会員事業者が荷主等に対し、余裕をもった輸配送計画の策定、輸送時期の分散および早目の情報提供等について相談する際に使用できるよう、別紙のとおりチラシを作成いたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、このチラシは当協会機関紙「広報とらっく」4月1日号に1部を折り込むことにより、都道府県トラック協会の会員事業者に配布いたします。また、当協会ホームページにもPDFデータを掲載しております。

記

### 【添付資料】

- ・国土交通省事務連絡「即位日等休日法の施行に伴う大型連休への対応について」
- ・チラシ「輸送時期の分散にご協力をお願いします！」
- ・資料「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の概要」

### 【当協会ホームページ掲載URL】

<http://www.jta.or.jp/info/2019gw.html>

以上

<本件問合せ先>

全日本トラック協会 企画部 星野・小川・本間  
TEL：03-3354-1037 FAX：03-3354-1019

荷主の皆さまへのお願い

# 輸送時期の分散にご協力をお願いします!

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」が平成30年12月の臨時国会で成立し、今年の4月27日(土)～5月6日(月)のゴールデンウィーク(GW)は土曜日、日曜日を含めて最大10連休となります。

10連休に伴い道路等の混雑、また貨物の集中などによる車両不足も心配されています。

このため、荷主企業の皆さまには、**余裕をもった輸配送計画の策定**、**輸送時期の分散**および**早目の情報提供**など、ご理解とご協力をお願いいたします。

○ 今年のゴールデンウィークは最大10連休です ○

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
4月 21	22	23	24	25	26	27
分散にご協力をお願いします。						
28	29 昭和の日	30	5月 1 天皇の※ 即位の日	2	3 憲法記念日	4 みどりの日
10連休						
5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10	11
分散にご協力をお願いします。						

※5月1日が祝日となり前後も休日になります。

# 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の概要

## 趣旨

皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日を休日(祝日の扱い)とする。

## 概要

### (1) 休日とする日の特定

- ・天皇の即位の日(来年(2019年)の**5月1日**)及び即位礼正殿の儀が行われる日(来年(2019年)の**10月22日**)は、休日とする。
- ・この法律の規定は、皇室典範特例法第2条の規定による天皇の即位に関して適用する。

### (2) 他の法令の適用

- ・上記の休日については、祝日法に規定する「国民の祝日」として、同法第3条第2項及び第3項の規定の適用があるものとする。

日	月	火	水	木	金	土
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4
5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11

※祝日法第3条第3項

その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(「国民の祝日」でない日に限る。)は、休日とする。

※10月22日は火曜日

- ・この法律により休日となる日は、他の法令における休日の規定が適用され、国、地方公共団体、銀行等が業務を行わない日となる。

### (3) 法律の失効

- ・この法律は、皇室典範特例法が失効したときは、失効する。

## 施行期日

公布日施行

(参考:過去の立法例)

- ①昭和34年4月10日:皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律
- ②平成元年2月24日:昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律
- ③平成2年11月12日:即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律
- ④平成5年6月9日:皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律